

令和3年10月6日

独立行政法人家畜改良センター  
理事長 入江 正和 殿

独立行政法人家畜改良センターにおける動物実験実施状況等に係る自己点検・評価  
に対する検証結果について

独立行政法人家畜改良センターにおける動物実験実施状況等に係る自己点検・評価（令和2年度分）について検証を行いましたので、結果を下記のとおり報告します。

酪農学園大学  
教授 森田 茂  
麻布大学  
教授 柏崎 直巳

記

関連情報の公開が進み、適切に「動物実験に関する倫理」に関する自主的な管理運営がなされているものと評価できます。しかし、以下の点については検討を要望致します。

1. 規程第2条(2)の実験動物の定義を再確認願いたい。家畜に限定してよろしいか？改良センターの立地条件を考えると、野生動物関連の共同研究も想定される。他の研究機関では、2006年6月日本学術会議のガイドラインに基づき「動物実験等に利用に供する哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物」としている。委員会にて、「問題なし」であればそれでよい。
2. 規程第23条2項（教育訓練の受講）を確実にする必要がある。実験計画書（様式1号）の1. 実験実施者および飼育者名記載欄に、教育訓練を受けた旨の確認（☑型式、できれば受講日付も）欄を設けてはいかがか？
3. 実施報告書において、変更計画なしで頭数を増加したり、甚だしい場合は計画にない家畜（0頭）を利用したことを、報告書のみで記載するのは重要な課題である（多数）。これでは計画書の意味がなく、継続して留意願いたい。その要因は事故、誤記入、失念等との記載があり、計画書の作成及びその研究の実施にあたっては、「3R」の理念を厳守する必要がある。特に、頭数増については、わずかであっても変更届を提出指導し、委員会の指導を徹底すること（例 2-35、指導記載なし）。さらに実験担当者への指示継続も重要だが、変更申請のしやすさなども工夫し（カテゴリーの低いものは簡易な変更届けで了とするなど）、報告書ではなく、計画書変更にて必ず対応するよう強く要請する。
4. 予備家畜への対応。2-24および2-25における予備家畜の記述には課題がある。予備の家畜を準備するのであれば、それも実験計画書に含めるべきである。頭数増+予備家畜の利用といった内容を報告するのみでは、実験に用いた家畜（予備）の飼養条件・環境が明確に

ならない。万が一、報告書のみで対応する場合でも「実験計画と同じ方法で予備として飼育された家畜」と記載して、実験で用いた家畜、すべてへの対応をきちんと明示すべき（計画書や変更届けでの対応が本筋）。

以上